

かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）の評価について

1 かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）について

位置づけ：男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく推進計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条に基づく推進計画

計画期間：2018 年度から 2022 年度までの 5 年間

進行管理：数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況をとりとまとめ、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。

数値目標：計 17 の目標値を設定しています。

参考数値：各重点分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況として把握し、公表する数値です。

評価：2019（R 元）年度 2018（H30）年度実績の評価を実施、公表済み
2020（R 2）年度 2019（R 元）年度実績の評価→コロナ禍を受け延期
2021（R 3）年度 2019（R 元）及び 2020（R 2）年度実績の評価を実施、公表済み
2022（R 4）年度 2021（R 3）年度実績の評価を実施

2 今回の評価方法について

現在、全庁をあげてコロナ禍に対応していることから、前回に引き続き業務負担軽減のため、次の部分を簡略化して評価していただきます。

項目	今回の評価方法	(参考) 2021 (R 3) 年度に評価したとき	(参考) 2019 (R 元) 年度に評価したとき
対象年度	2021 (R 3) 実績について評価していただきます。	2019 (R 元) 及び 2020 (R 2) 実績の 2 か年分をまとめて評価。	2018 (H30) 年度実績
公表時期	例年通り 9 月に年次報告書として公表します。	3 月公表。	9 月公表
県の一次評価	実施しません。	実施せず。	実施しておらず、「所管課の評価が必要」とのご意見をいただいた。
男女審のご意見	全てのご意見を関係課に共有しますが、年次報告書として公表するご意見は、目標値に関わるもの等に限定します。 また、ご意見は集約して公表します。	全てのご意見を関係課に共有したが、年次報告書として公表するご意見は、目標値に関わるもの等に限定。 ご意見は集約して公表。	全てのご意見を年次報告書において、ご発言どおりに公表。
参考数値の取扱い	参考資料として提示します。	参考資料として提示。	評価資料に目標値とあわせて提示。
各取組の事業計画	2021 (R 3) の事業実績。	事業計画は記載せず、2019 (R 元) 及び 2020 (R 2) の事業実績のみを記載。	2018 (H30) の実業実績とあわせて 2019 (R 元) 年度の事業計画も公表。

〈第4次男女プラン策定時から変更した目標値〉

重点目標	目標 (数字は資料 1-3 のグラフ番号)	4次プラン策定時の目標値(年度)	変更後の目標値 (年度)	関連する計画や設定の考え方
3	⑫自殺者の減少〔人口動態統計〕	自殺死亡率 12.4 以下 (2021)	現在改定作業中 (令和 5 年 3 月以降公表予定)	「かながわ自殺対策計画」数値目標
4	⑮保育所等利用待機児童数	0 人 (2019) → 0 人 (2021)	0 人 (2022)	「グランドデザイン第 3 期実施計画」指標 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」数値目標等

〈第4次男女プラン策定時から変更した項目〉

重点目標	旧項目名 (数字は資料 1-3 のグラフ番号)	旧目標値 (年度)	新項目名 (数字は資料 1-3 のグラフ番号)	新目標値 (年度)	関連する計画や設定の考え方
1	①県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合	20% (2020)	①管理職に占める女性の割合 (知事部局等) ※ 1	25% (2025)	次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画
3	⑨建替え等が行われる公的賃貸住宅(100戸以上)における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	90% (2025)	⑨公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設）併設率	おおむね 5 割 (2030) ※ 2	県住生活基本計画

※ 1 「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を 2021 年度に改定。

計画期間は 2021 年度から 2025 年度で、管理職に占める女性職員の割合の目標値を 2025 年度に 25%としました。これに伴い、男女プランの項目名、目標値も同様に変更しました。

管理職の定義について、2021 年度の改定時に国の調査における「管理職」の定義と統一し、公表数値の整合を図ったため、対象の捉え方が変更されています。

・旧項目名では、全任命権者（教員・警察官を除く※教育局、警察の事務職員は含む。）

の課長級以上（管理職手当を受給していない者を含む）の常勤職員、任期付職員

・新項目では、全任命権者（教員・警察官を除く※教育局事務職員は含むが、警察事務は含まない）の管理職（管理職手当受給者）の常勤職員、再任用職員、任期付職員

※2 県住生活基本計画を2021年度に改定し、計画期間は2021年度から2030年度で、公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設）併設率の目標値を2030年度におおむね5割としました。これに伴い、男女プランの項目名、目標値も変更しました。

旧項目では、調査対象が「建替え等が行われる公的賃貸住宅(県営住宅、市町村営住宅、住宅供給公社賃貸住宅、UR賃貸住宅等)」に限定されていましたが、新項目では「公的賃貸住宅団地（100戸以上）」と、建替え等に限らず既存住宅を含めた公的賃貸住宅団地（100戸以上）に拡大されたため、目標値を大幅に変更しました。これは、住生活基本法第17条により、都道府県の住生活基本計画が国の住生活基本計画（全国計画）に即して定めるものとされ、全国計画の調査対象が「建替え等が行われる公的賃貸住宅」から「公的賃貸住宅団地（100戸以上）」に変更されたことを踏まえたものです。